

# 個人情報保護法制 令和3年改正のその先に向けて

一般財団法人 情報法制研究所  
理事 高木浩光

JILIS 一般財団法人 情報法制研究所

1

## 1年前の本大会では

情報法制学会第3回研究大会 JILIS報告2  
2019年12月15日（後日配布版）

### 個人情報保護法改正についての提言

**リクナビ事案の教訓**

- 個人情報保護法の本来の趣旨が再確認（再発見）された
- 本来の趣旨＝「データによる個人の選別」問題の防止
  - むしろ1970年代からこれが懸念されていた

### 次の課題

- 公的部門の集約・一体化、委員会が一元的に所管
- 課題
  - ルールの違い
    - 目的内提供についての制限の有無、委託・共同利用スキームの有無
    - 例外の構成の違い
  - 対象情報の違い
    - 「照合することができ」と「容易に照合することができ」
    - 散在情報と処理情報
  - 情報公開・個人情報保護審査会との関係
- 注意点
  - 「個人情報ファイル」に対する規律の意義の再確認
    - 単に個人情報ファイル簿の公開だけではない
    - 自動処理による問題への対応の観点から（民間部門同様に）規律すべき

JILIS

### 5月ヒアリングでの意見

- 統計量への集計は目的外利用に当たらないことを明確に
  - 現状Q&Aにあるのみなのを上位規定に（⇒ 対応なし？）
- 法目的を具体的に明確化することが必要
  - 個人データに基づき本人に何らかの影響を及ぼすことが問題
  - 1条の「権利利益」に例示列举を（⇒ 対応なし？）
- 利用停止請求権の強化は事実上のprofiling対応か
  - ⇒ 当初予定とは違ってきたか？（後述）
- 利用目的にプロファイリングの有無の記載を義務化せよ
  - ⇒ 「保有個人データ公表事項の充実」で対応か？

第105回 個人情報保護委員会（令和元年5月17日）資料6 高木浩光氏御提出資料 参照  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/0517\\_shiryou6.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/0517_shiryou6.pdf)

JILIS

JILISレポート Vol.2 No.12

### 情報法制学会第3回研究大会 講演録 個人情報保護法改正についての提言

一般財団法人 情報法制研究所 理事  
国立研究開発法人産業技術総合研究所 主任研究員  
高木 浩光

ご挨拶・概要

情報法制研究所の高木でございます。この日は

<https://jilis.org/report/>

# 公民一元化の状況

- 令和3年改正法案へ
  - 条例2000個問題も解消へ
- 注目のポイント
  - 統一する理由付け
  - 医療分野・学術分野、例外の行方
  - 公的部門と民間部門とで提供のルールが異なる理由



## 統一する理由付け

### 個人情報保護制度見直しの狙い

1

1. 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を統合し、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等の3者における個人情報の取扱いを、独立規制機関である個人情報保護委員会が一元的に所管する体制を構築する。

＜一元的所管の具体的な意味＞

- ・ 統合後の法律の執行（監視・監督）は、個人情報保護委員会が行う。
- ・ 統合後の法律の有権解釈権は、個人情報保護委員会に一元的に帰属する。
- ・ 統合後の法律に係る企画・立案（附則検討条項に基づく制度の見直し等）は、個人情報保護委員会が行う。

2. その際、来年の通常国会に改正法案を提出する前提で、現行法制の縦割りに起因する不均衡や不整合を可能な限り是正する。

＜不均衡・不整合の例＞

- ・ 民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
- ・ 国立病院、民間病院、自治体病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
- ・ 国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。

○平成27年個人情報保護法改正法附則

附則第十二条

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

# 倫理指針による規律の限界

## 1-2 医療分野・学術分野における規制の統一

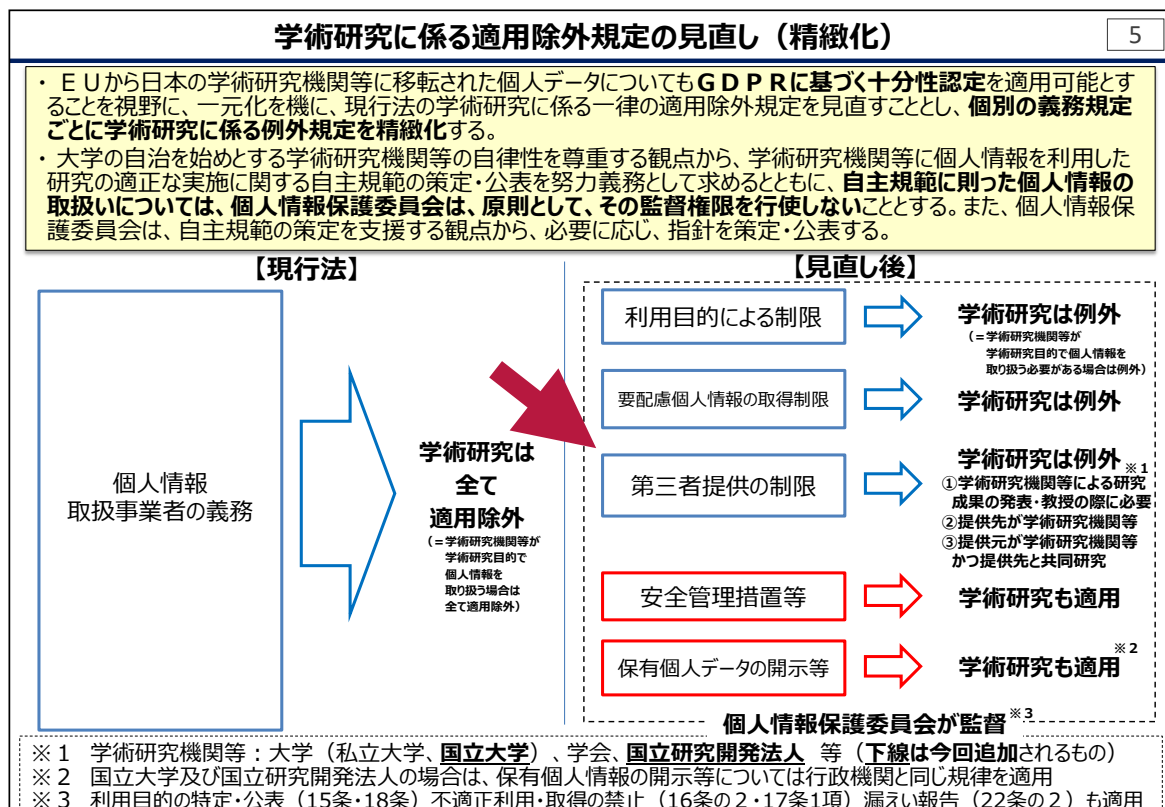
### (1) 現行法制の課題

1. 今般の個人情報保護法制の見直しは、保護3法を統合し、独立規制機関である個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等の

3. このような医療分野・学術分野における規制の不均衡を、現行法制の制約下で可能な限り是正するため、政府では、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)等の指針やガイドラインを定め、研究主体が公的部門に属するか民間部門に属するにかかわらず共通して適用される個人情報の取扱いに関するルールを定めている。

4. しかしながら、このような指針等による規律の平準化という手法には、  
① 保護3法で規制の強弱や広狭に差がある場合には、最も強い規制や最も広い規制に全体を揃えざるを得ず、結果として規律の厳格化を招く  
② その反面、保護3法の規制を越えて上乗せに課される規律については、裁判規範としての効力や保護3法上のエンフォースメントの手段を欠く  
といった内在的な問題や限界があり、今般の保護3法の統合(以下「一元

## 学術研究の例外

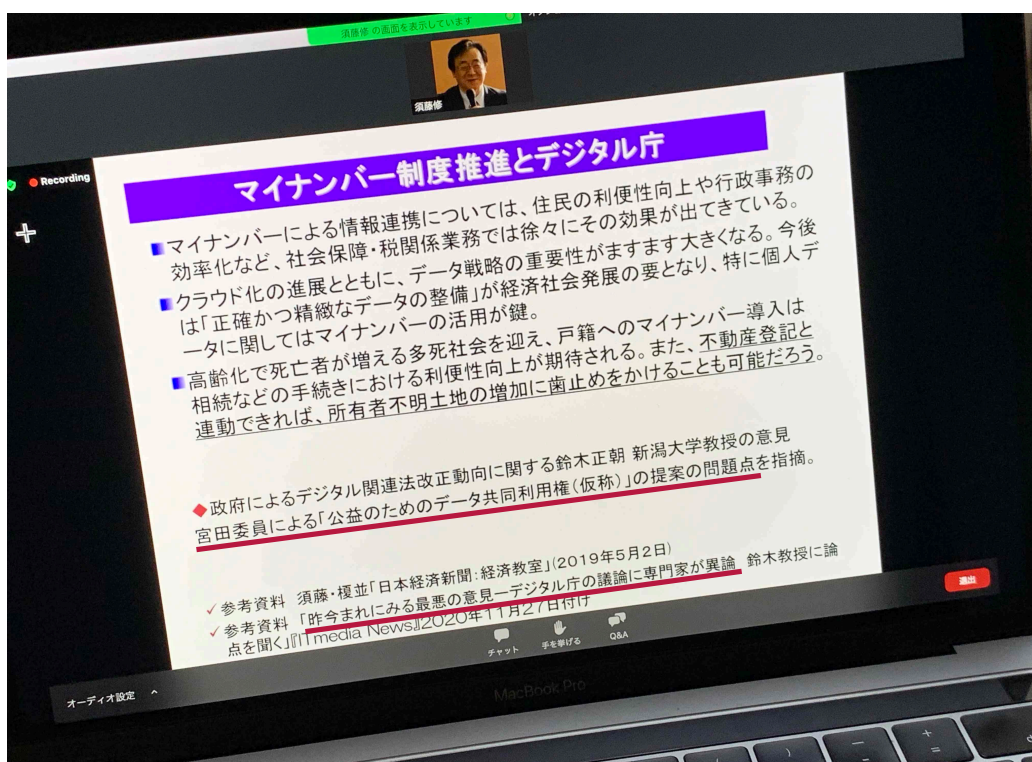


# 法改正後に生ずるはずの課題

- 指針をどう決めるか
  - 特に提供のルール
  - 法の例外の中でフリーハンドで決められることになるが……
    - これまでの決め方とは異なることになる……
  - 誰が決められるのか？
- どのような基準、考え方で？
  - 国民の理解は得られるのか？
  - 国際的整合性は？

## 須藤修先生 基調講演でのご指摘 (先週の情報ネットワーク法学会大会)

- 「世界と乖離している。人権との関係を整理が必要。」





# 須藤修先生 基調講演でのご指摘

## マイナンバー制度推進とデジタル庁

須藤先生曰く  
「世界と乖離している。  
人権との関係を整理が必要。」 ↓

◆ 政府によるデジタル関連法改正動向に関する鈴木正朝 新潟大学教授の意見  
宮田委員による「公益のためのデータ共同利用権(仮称)」の提案の問題点を指摘。

✓ 参考資料 須藤・榎並「日本経済新聞:経済教室」(2019年5月2日)

✓ 参考資料 「昨今まれにみる最悪の意見—デジタル庁の議論に専門家が異議 鈴木教授に論点を聞く」『ITmedia News』2020年11月27日付け

須藤修「AI戦略とDX(DigitalTransformation)の在り方」情報ネットワーク法学会大会2020

## 「昨今まれに見る最悪の意見」

ITmedia NEWS > ネットの話題 > 「昨今まれに見る最悪の意見」——デジタル庁の議論...

### 「昨今まれに見る最悪の意見」——デジタル庁の議論 「データ共同利用権」に専門家が異議 “プライバシーフリーク”鈴木教授に論点を聞く (1/3)

◎ 2020年11月27日 17時55分 公開 [星曉雄, ITmedia]

「デジタル庁」設立に向けた議論に、法律の専門家からの異議が出た。

日本政府は、菅義偉首相の指示に基づき新組織「デジタル庁」を2021年にも新設し、官民からデータを集め官公庁のデジタル改革を推進する方針だ。その準備として「デジタル改革関連法案ワーキンググループ」がこの2020年10月から立ち上がり、IT基本法などデジタル庁に関連する法律の改正に向けた議論が始まっている。

このワーキンググループの第2回会合（10月28日開催）で提案された「データ共同利用権（仮称）」に対して、情報法を専門とする鈴木正朝教授（新潟大学大学院現代社会文化研究科・法学部、一般財団法人情報法制研究所理事長、理化学研究所AIP客員主幹研究員）は「昨今まれに見る最悪の意見」と厳しい評価を下した。

鈴木正朝 Prof. SUZUKI, Masatomo @suzukimasatomo

昨今希に見る最悪の意見。こんな素人意見が官邸近くで提言されるとは世も末である。基本的な人権としての「データ共同利用権」！！論評する価値もないが、こうして出てくるなら早々に断固反対と言わねばならない。ワイドショーの与太話と一國の立法政策を同列に扱うのか。

データ活用は、既存法の改正や新たな立法で実現できる

鈴木教授に今回の提案の懸念点を聞いた。

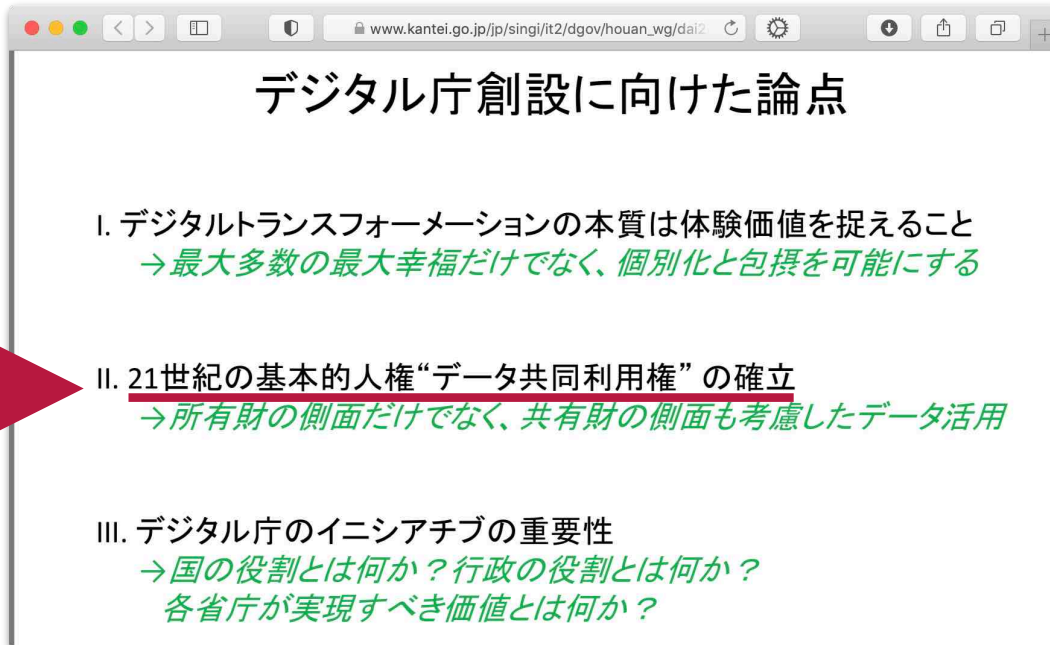
鈴木教授はデータの自由な流通には賛同する立場だ。デジタル庁の設立や、日本政府が進めるデータ国際流通の枠組み「DFFT」(Data Free Flow with Trust、信頼されたデータの自由な流れ)については「日本の国際競争力を高める最後のチャンス」と見ている。だからこそ現状の議論への懸念を隠さない。

「大事なことは、個人情報の活用に当たって『同意の有無』を問題視する手続きよりも、人権侵害があるかどうかだ。個人情報が入権侵害に使われた事例には、ヨーロッパではナチスのユダヤ人虐殺がある。日本でも、ハンセン病患者の強制隔離があった。最近では『リクナビ事件』がある」

リクナビ事件では、就活生から得た個人情報を基に推定した「内定辞退率」を、就活生に不利な材料として使われる可能性があるにもかかわらず、企業側に提供したことが問題とされた。問題の本質は手続きを守ったかどうか以前に、そこに人権侵害があったか否か、ということだ。

## 問題の資料

- デジタル改革関連法案ワーキンググループ（第2回）  
デジタル庁の創設に向けた論点（宮田教授提出資料）  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/houan\\_wg/dai2/gijisidai.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/houan_wg/dai2/gijisidai.html)

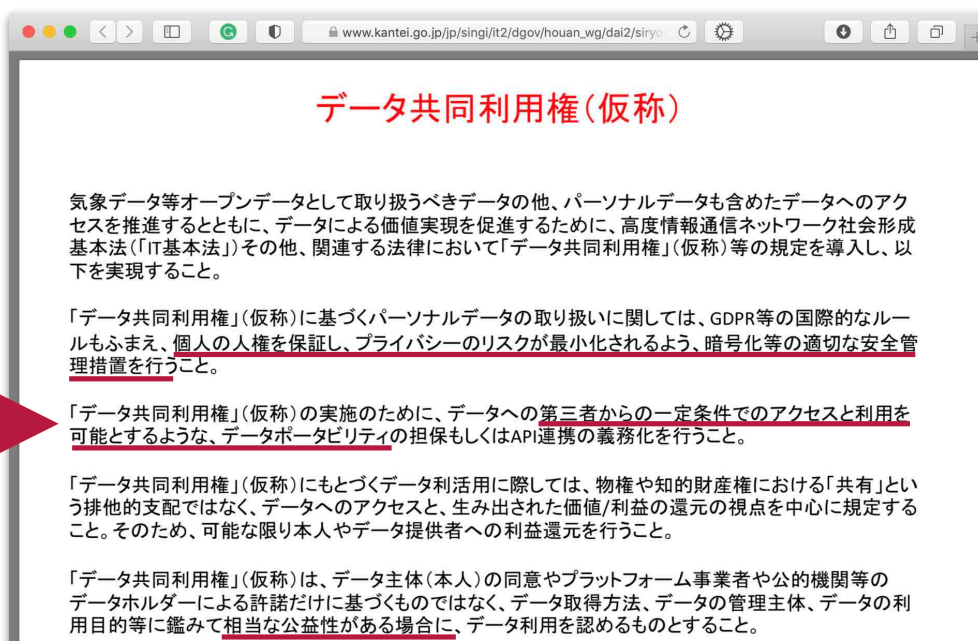


デジタル庁創設に向けた論点

- I. デジタルトランスフォーメーションの本質は体験価値を捉えること  
→ 最大多数の最大幸福だけでなく、個別化と包摂を可能にする
- II. 21世紀の基本的人権“データ共同利用権”の確立  
→ 所有財の側面だけでなく、共有財の側面も考慮したデータ活用
- III. デジタル庁のイニシアチブの重要性  
→ 国の役割とは何か？ 行政の役割とは何か？  
各省庁が実現すべき価値とは何か？

## 問題の資料

- デジタル改革関連法案ワーキンググループ（第2回）  
デジタル庁の創設に向けた論点（宮田教授提出資料）  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/houan\\_wg/dai2/gijisidai.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/houan_wg/dai2/gijisidai.html)



データ共同利用権(仮称)

気象データ等オープンデータとして取り扱うべきデータの他、パーソナルデータも含めたデータへのアクセスを推進するとともに、データによる価値実現を促進するために、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（「IT基本法」）その他、関連する法律において「データ共同利用権」（仮称）等の規定を導入し、以下を実現すること。

「データ共同利用権」（仮称）に基づくパーソナルデータの取り扱いに関しては、GDPR等の国際的なルールもふまえ、個人の人権を保証し、プライバシーのリスクが最小化されるよう、暗号化等の適切な安全管理措置を行うこと。

「データ共同利用権」（仮称）の実施のために、データへの第三者からの一定条件でのアクセスと利用を可能とするような、データポータビリティの担保もしくはAPI連携の義務化を行うこと。

「データ共同利用権」（仮称）にもとづくデータ活用に際しては、物権や知的財産権における「共有」という排他的支配ではなく、データへのアクセスと、生み出された価値/利益の還元の見点を中心に規定すること。そのため、可能な限り本人やデータ提供者への利益還元を行うこと。

「データ共同利用権」（仮称）は、データ主体（本人）の同意やプラットフォーム事業者や公的機関等のデータホルダーによる許諾だけに基くものではなく、データ取得方法、データの管理主体、データの利用目的等に鑑みて相当な公益性がある場合に、データ利用を認めるものとする。

# 宮田氏は何を言っているか



13

一般財団法人 情報法制研究所 JILIS

# 宮田氏は何を言っているか

- （GAFA、中国の話に続いて）「一方で、EUですね、データポータビリティ、right to access、これは基本的な人権になり得るものだが、実は大きな弱点がある。やはり、人々の同意がないとデータが使えないという。そういう世界になると、社会が進まなかった。この中で我々は今、EUとも話をしてもう一歩先に進もうと。データとこれまで社会を回してきた石油・石炭の違いは、共有することによって価値を産めること。石油は排他的に所有しなくては行けないが、データは、一人の患者さんのデータがあって、ここに一万人のデータがある場合に、一人をそこに足すことによって、より良い医療を知ることができる。一万、十万、百万となることによって、全体で知ることができるが増えてくる。アクセス権であったりデータポータビリティの上に、日本とEUで共有権というものを新しい人権として確立しよう。これによってこれまでの独占型のデータとは違う、社会の中でデータを共有していくことができるのではないかと、彼らと一緒に考えています。」

[https://youtu.be/nw\\_z-HgZKlw?t=1172](https://youtu.be/nw_z-HgZKlw?t=1172)

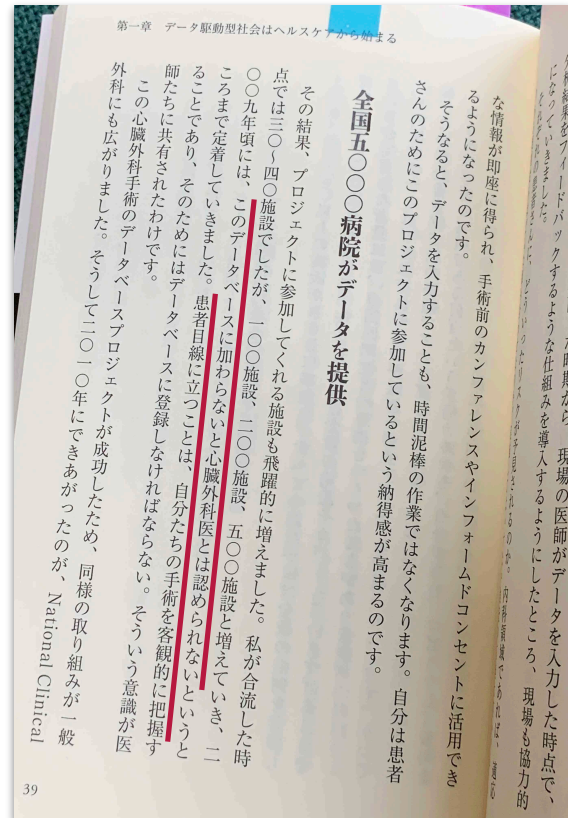
（東京青年会議所 7月例会 新しい日常×宮田裕章教授）

14

一般財団法人 情報法制研究所 JILIS



# データ利用の意義はわかるのだが



## 流通制限と流通促進

- 非個人データの「共有財」の話はわかる
  - データの財としての側面が流通の障害となるので
  - 利用を促すためには何らかの積極的仕掛けが必要
    - その対象として焦点を当てる要件としての「共有財」
- 個人データについても  
個人データ保護の観点クリアされても上の話が残る
  - 利用を促すためには何らかの……というのはわかる
  - ただし先に個人データ保護がクリアされていることが前提
    - そのクリア要件と「共有財」となるべき要件とを混同してはいけない
    - 共有財だからクリアされるのではないということ
- 「共同利用権（基本的人権）」はないわ（という話）





# 公益無罪？

- 公益として認めて欲しいとの要望はなかなか通らない
- 平成27年改正で当初検討されたがボツになっている

適用除外（第50条学術研究機関関係）

## I 改正の背景・経緯

### 1 改正の背景

個人情報、個人の権利利益を保護するために適切に取り扱われることが非常に重要であるとともに、適切な利活用により、当該個人に利益をもたらすのみならず、社会全体の利益にも資するものである。その中でも、医療分野の個人情報については、非常に秘匿性の高い情報を含み、保護の必要性が高い一方で、医療サービスの質の向上と効率化や医学研究の発展等のために、一層の利活用の推進が期待される

情報である。今後、革新的な医薬品や治療法が確立され、我が国の医療が向上していくためには、医学研究の発展が必要不可欠であり、これには患者等の個人から提供されたデータを適切に活用していくことが重要である。また、少子高齢化の中で、個人の健康の維持増進や効率的な医療の提供が重要な課題であり、当初の診療行為により多くの患者から提供されたデータが蓄積されているところ、これらデータを医学の向上という公益目的（個々の医療情報が蓄積され分析されることでもたらされる社会全体に対するメリット）に用い、医療の質の向上に資することに期待が高まっている。例えば、以下のような医学研究における活用ケースが想定されている。

- 令和2年改正に際して大綱には記載されたが……

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 第4節 データ利活用に関する施策の在り方                    | 21 |
| 1. 匿名加工情報制度                             | 21 |
| 2. 「仮名化情報（仮称）」の創設                       | 21 |
| 3. <u>公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化</u> | 22 |
| 4. 端末識別子等の取扱い                           | 23 |
| 5. 個人情報の保護と有用性に配慮した利活用相談の充実             | 25 |
| 6. データ利活用に関する国際的な取組の必要性                 | 26 |

# EUは同意がないと使えない？

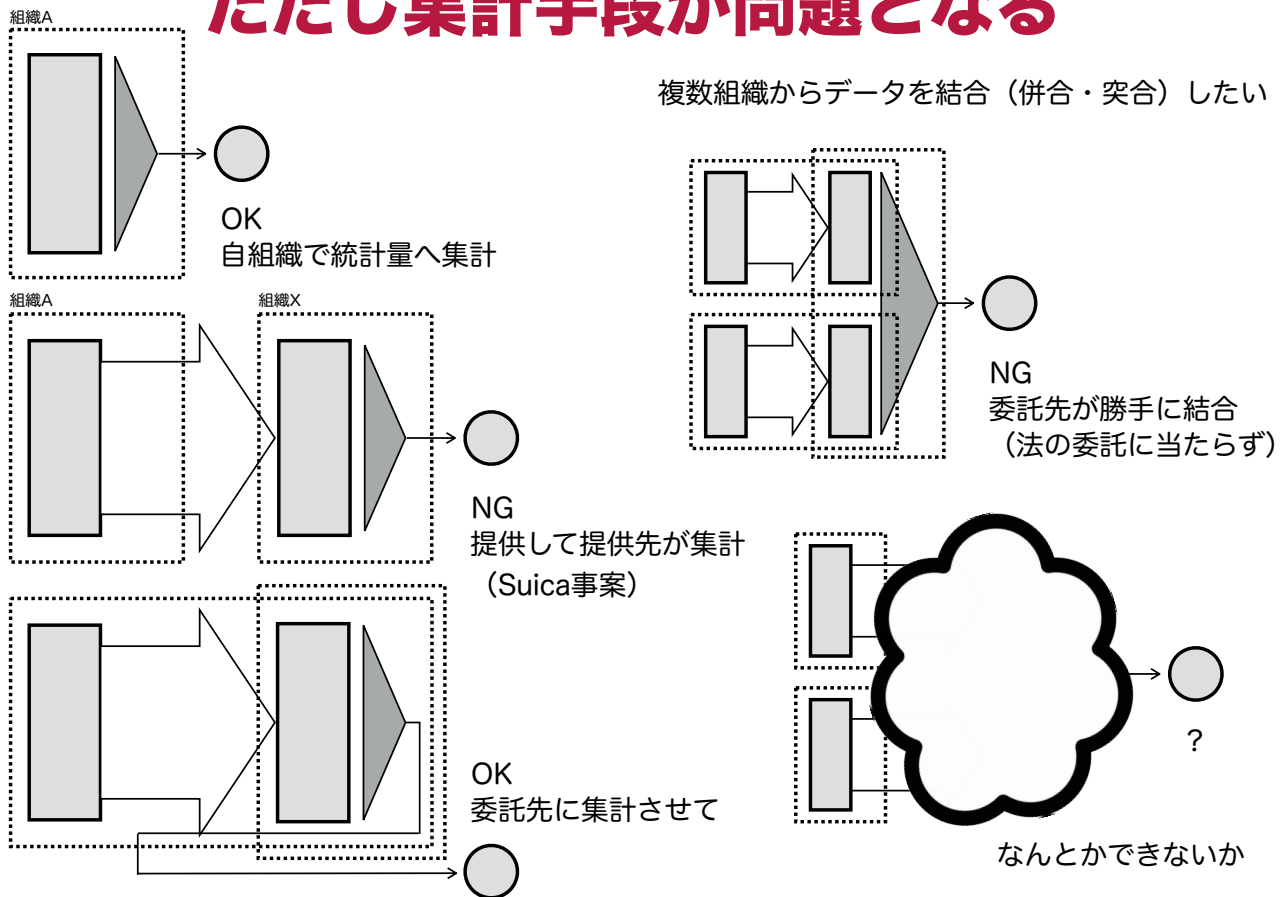
- それは誤解
- GDPRは統計量に集計する二次利用は目的外利用とみなさない

## Article 5

### Principles relating to processing of personal data

1. Personal data shall be:
  - (a) processed lawfully, fairly and in a transparent manner in relation to the data subject ('lawfulness, fairness and transparency');
  - (b) collected for specified, explicit and legitimate purposes and not further processed in a manner that is incompatible with those purposes; further processing for archiving purposes in the public interest, scientific or historical research purposes or statistical purposes shall, in accordance with Article 89(1), not be considered to be incompatible with the initial purposes ('purpose limitation');
  - (c) adequate, relevant and limited to what is necessary in relation to the purposes for which they are processed ('data

# ただし集計手段が問題となる



## 公的部門と民間部門のルールの違い

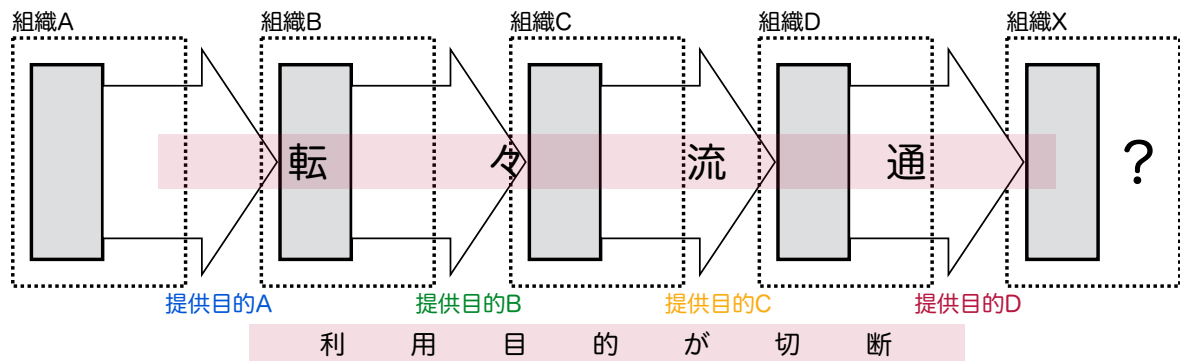
- 提供のルールが異なる理由（公民一元化の中間整理より）

| エ 個人情報の提供                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                   |    |
|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| ①行政機関等は相当な理由があれば法令の定める所掌事務・業務の遂行に必要な限度で他の行政機関等に保有個人情報を提供可能（行個法第8条第2項第3号等）。 | 内部関係要因                                                                                                                                                                                                                            | 存置 |
| ②行政機関等は利用目的の範囲内であれば外部に保有個人情報を提供可能だが（行個法第8条第1項等）、個人情報取扱事業者にはこれに対応する規定はない。   | <p>個情法では、ひとたび第三者提供が適法に行われれば、提供元は提供先での情報の利用・管理について責任を負わない。これに対し、行個法・独個法では、情報の提供が行われた後も、行政機関等は提供先での情報の利用・管理について一定の責任を負うことが前提とされている（行個法第9条等参照）<sup>67</sup>。このため、個情法では委託や共同利用として処理されるケースが、行個法・独個法では「目的内提供」として処理される<sup>68</sup>。</p> | 存置 |

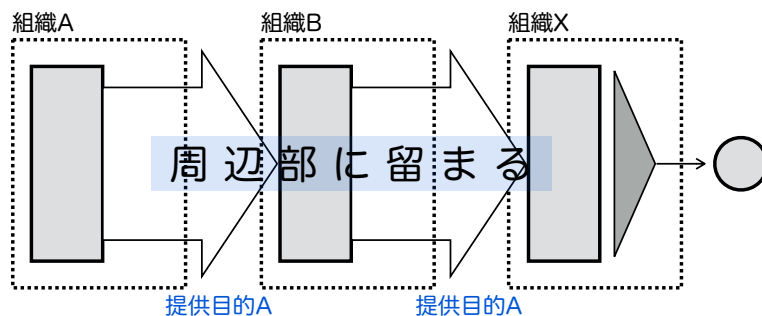
<sup>68</sup> したがって、現行制度に関する「公的部門の方が民間部門よりも個人情報の提供については柔軟な規律となっている」といった理解は必ずしも正確ではない。むしろ、公的部門においては、個人情報は行政機関等とその周辺部に留まることが想定されており、民間部門のように個人情報が一定のルールの下で転々流通していくことは基本的に想定されていないと考えられる。

# 流通統制の有無

- 民間部門は自由（それ故に同意かオプトアウトの規制）



- 公的部門の暗黙の制限（それ故に同意不要）



# 我々からの提案

- 例外の下での規律のあり方が問われる
  - 医学系研究倫理指針の大幅改定が予定されるが、これまでの個人情報保護法のルールをなぞる決め方ではなく、例外の下で、独自の適切なルールを構築する必要がある（特に提供規制）
    - どのようなルールとするのかの拠り所が存在しないのが現状
  - 原理原則に基づいたルール設計が必要
- 我々からの提案「**統制された非選別利用**」

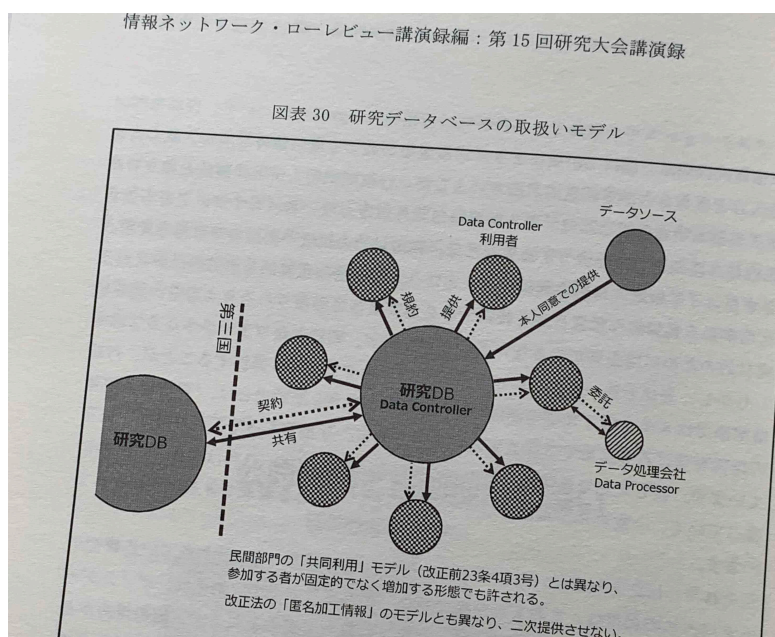


# 「統制された非選別利用」の提案

- 「統制された」提供
  - 統制者：EU法やOECDガイドラインのcontroller概念
  - 現行法の委託（23条5項1号）は「統制された提供」の一つ
  - 委託以外の「統制された提供」の形態があり得る
  - 公的部門での提供は、提供者による統制が前提になっている
    - 公民一元化の中間整理で、提供に係る公的部門と民間部門との違いがそのように記載された
    - 民間部門の課題は、第三者提供が行われる毎に利用目的が切断されて受領者が全く自由にできてしまう統制の無さにある
- 「非選別利用」
  - 「データによる個人の選別」(single out) を伴わない利用
  - 統計量への集計（その目的での提供を含む）はその一つ
  - 仮名加工情報はそれを前提としている

## 統制された提供の一例

- 研究用個人データ・レジストリ（データベース）
  - 以前からあちこちで提案している件
  - 委託・共同利用に並ぶ（23条5項4号新設など）



# 具体化の方法

- 医学系研究倫理指針への落とし込み
  - 以下を区別して再構成する
    - 試料の扱いとデータの扱い → データが問題となるのはなぜか
  - 以下を区別して再構成する
    - ヘルシンキ宣言からくる制限 → 介入研究にインフォームドコンセント
    - 医師の守秘義務からくる制限 → 症例研究における同意
    - 個人データ保護法制の観点からの制限 → 統制された非選別利用のための提供は問題とならない
  - 「統制された」をどのように規定するか（限定列举？）
- 医療個人データ特別法での採用
  - 「仮名加工医療情報」の新設、その提供を許す要件とする
  - 「統制された」をどのように規定するか（限定列举？）

## 同意なき「非選別利用」の妥当性

- 個人データ保護法制の法目的は何なのか
  - データによる個人の選別からの個人の保護（公開情報も対象）
    - そのための手当としての各種義務（正確性の確保、訂正請求、利用停止請求、目的外利用禁止）のはず
  - 秘密の保持（公開情報には本来無用）
- 統計量への集計が問題とならない原理
  - 「誰だかわからないから」ではなく、個人の選別に利用されることのないものだから
    - GDPRにおいても

(162) Where personal data are processed for statistical purposes, this Regulation should apply to that processing. Union or Member State law should, within the limits of this Regulation, determine statistical content, control of access, specifications for the processing of personal data for statistical purposes and appropriate measures to safeguard the rights and freedoms of the data subject and for ensuring statistical confidentiality. Statistical purposes mean any operation of collection and the processing of personal data necessary for statistical surveys or for the production of statistical results. Those statistical results may further be used for different purposes, including a scientific research purpose. The statistical purpose implies that the result of processing for statistical purposes is not personal data, but aggregate data, and that this result or the personal data are not used in support of measures or decisions regarding any particular natural person.

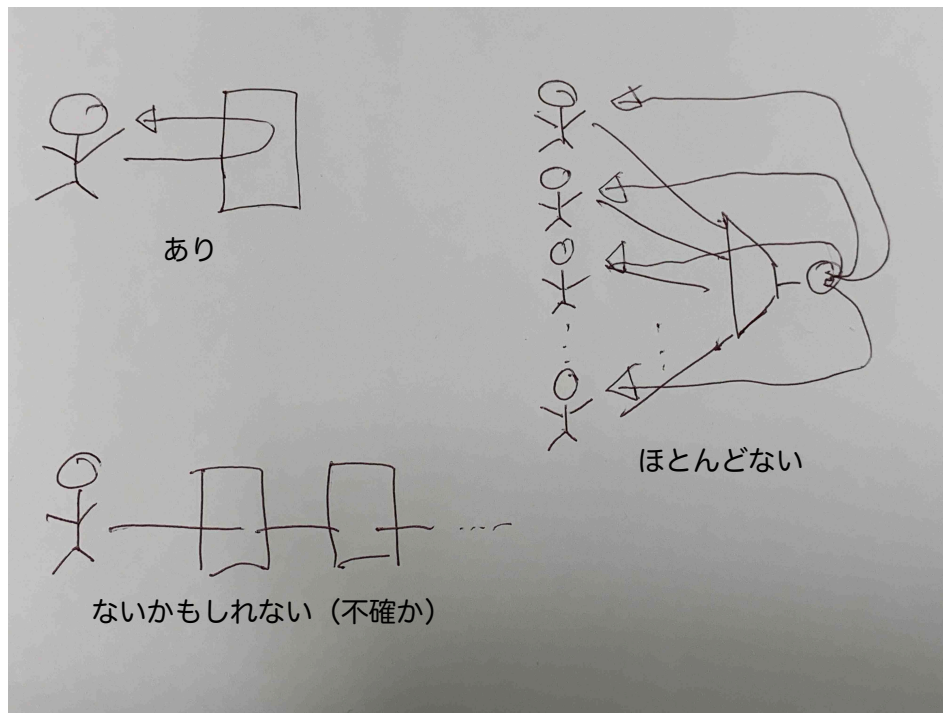
# 個人の自由のためのデータ保護

- データが「本人に戻る」ことの問題
  - 不当な選別を受ける恐れ、だけでなく
  - 選別の元になるデータを気にして行動の自由が阻害されること
    - 2019年に立法事実化した「リクナビ内定辞退予測」事案は典型例
  - 逆から言えば
    - 何らかの統計的知見を個人の評価に当てはめる（同意で）としても、統計量の元となった個々人の行動データの影響はそれぞれ微々たるものとなる（多人数から集計の場合）ので、元の行動の自由は保たれる
  - 生存する個人のみが法の対象なのもこの理由から
    - 死者においてもはや自由は問題とならない
  - 情報を保護するのではなく、データ処理からの個人の保護
- 穴戸「データからの自由」と同義？（ちょっと違う？）
  - 「データからの自由、データへの自由、データによる自由」

## 個別化医療との関係

- 分析フェーズと適用フェーズ
  - 知見を得るフェーズと、得られた知見を当てはめるフェーズ
- 知見を得るフェーズ
  - 非選別利用
- 得られた知見を当てはめるフェーズ
  - 選別利用だが、本人同意により行われる

# 行動が及ぼす自己の評価への影響



(清書中)

## 条例の横出しで死者を含める？

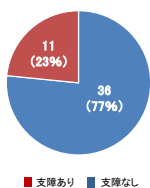
- 全国知事会提出資料（2020年11月）
- 個人情報定義の統一で死者が入らなくなるのが困るというが

### ② 定義の一元化（「個人情報」の定義）

#### 【方向性】

- (1) 「個人情報」の定義は、国・民間部門と同じ規律を適用
- (2) 「死者に関する情報」は、「個人情報」に含まないとした上で保護措置を別途条例で規定することを許容

#### 【意見】



#### 【支障ありの主な理由】

- 個人情報の定義
  - 「容易照合可能性」に合わせることで個人情報保護レベルが低下したと捉えられないよう、現行の「照合可能性」と保護レベルに変更がないことをガイドライン等で明確化されたい
- 死者に関する情報
  - 遺族等の権利等にも配慮し、新法において死者に関する情報も含めるべきであり、全国で統一した扱いが必要
  - 開示請求の場面や利用・提供の場面で実務上の課題が見られるため、全国的に共通する理据として取扱いの統一を図るべき
  - 多くの地方公共団体が個人情報としており、新法でも別途条例で定めることを許容するのであれば、法で個人情報の対象とすることを前提に検討することが適切
  - 死者の情報を個人情報に含めない場合、条例においてどのように保護措置を設けることができるか不明

定義の一元化により従来の保護レベルが低下しないよう配慮すること、死者に関する情報は既に多くの団体が個人情報としており、法律で対象とすることも含め全国的な共通ルールを求める意見あり

### 2. 地方公共団体の個人情報保護制度の法制化に対する意見・要請

- ① 素案で示された方向性について、法案提出までに具体的な内容を示すこと  
特に個人情報の定義については、従来の保護レベルに配慮するとともに、要配慮個人情報や死者に関する情報など取扱いについても検討すること
- ② その上で、各地方公共団体が個人情報保護制度を適切に運用できるよう、法施行までにガイドラインにおいて整理すること
- ③ 「地方公共団体が条例で定める独自の保護措置」については法律で明確に規定するとともに、これまで地方が法律の規定以上に先行的に取り組んできた事項を認めるよう十分に配慮すること  
併せて、個人情報保護委員会による関与の在り方については、地方自治の観点から過大とならないよう慎重に検討すること



# 死者の人権？

- 「死者の人権の保護に関する質問主意書」 2002年

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b154155.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b154155.htm)

- 法案が死者を対象としていない理由の答弁

- 「個人情報の取扱いに対するチェックは、個人情報の本人であって初めてこれを正確に行い得るものであるため、個人情報の本人が個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する仕組みとしたものであるが、これらの権利を行使することは、生存していなければ不可能である。」

- 「できないから」だけでなく、以下が理由と言うべき

- 死者をデータで選別することは問題を引き起こさない
- 選別を気にして自由が阻害される懸念は死者には当てはまらない

- 条例の横出しで死者を含める理由は？

- 本人情報開示の対象とするのが理由ならそこだけ加えればよい
- 情報公開から要請される別の法目的によるもの
- 公民一元化の中間整理でも公的部門にその法目的が加えられている

## 世界経済フォーラムの「APPA」

- 「Authorized Public Purpose Access」

図2. 典型的な問題ケース

APPA - Authorized Public Purpose Access: Building Trust into Data Flows for Well-being and Innovation

# スキームの比較

|                 |                             |                  |
|-----------------|-----------------------------|------------------|
| 同意万能勢           | どんな複雑な利用形態でも<br>同意があるからOK   | 同意の形骸化<br>人権は？   |
| 公益無罪勢           | どんな利用も公益ならOK                | 皆さんお怒り<br>人権は？   |
| 自己情報<br>コントロール勢 | 本人の許可でOK                    | 回らない             |
| 21世紀の原油勢        | 対価と交換でOK                    | 一部しか回らない<br>人権は？ |
| 情報銀行勢           | 本人のためにならOK                  | 一部用途に限られる        |
| APPA            | 個別に審査してOK出す                 | 一部しか回せない         |
| 統制された<br>非選別利用  | 非選別利用でかつ適切に<br>統制された提供ならばOK |                  |